



律第 139号) 第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと (1 の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと) を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として (訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。